

令和8年度糖尿病性腎症重症化予防推進事業（慢性腎臓病の早期発見・早期受診に向けた情報発信）  
業務委託に係る提案競技実施要項

## 1 趣旨

大分県では、大分県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和7年3月改定）に基づき、糖尿病性腎症重症化予防に取り組んでいる。

しかし、透析患者数は令和6年12月末時点で人口100万人あたり3,572人と全国5位であり、新規透析導入患者のうち原疾患が糖尿病性腎症の者が3割以上を占める。

糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病は、自覚症状がないまま進行し、症状が出たときには既に腎機能が悪化している。そのため、定期的な健診・検査による早期発見、早期受診が重要である。

そこで、効果的な情報発信により腎臓の働きの重要性や定期的な健診・検査の必要性を認識し、県民が自身の腎臓の健康に関心を持ち、適切な行動を取れるようになることを目的とする。

この業務の委託先の選定に関し、提案競技に参加しようとする者（以下、「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

なお、募集要項と県が公表したその他の資料等との間に異なる点があった場合は、募集要項が優先する。

## 2 契約に付する事項

### (1) 業務名

令和8年度糖尿病性腎症重症化予防推進事業（慢性腎臓病の早期発見・早期受診に向けた情報発信）  
業務委託

### (2) 履行場所

大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県福祉保健部県民健康増進課

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日(月)まで

### (4) 業務概要

別紙「仕様書」による。

### (5) 予算額

2,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

### (6) 著作権等

契約の目的物（以下「成果物」という。）にかかる権利は、大分県に帰属すること。

県が契約の目的物である動画等を加工し、県のホームページやインターネットの動画サイト等に掲載することを許諾すること。

成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

## 3 参加資格要件

企画提案協議への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

### (1) 大分県が発注する物品の調達、売払い及び役務の提供にかかる競争入札に参加する者に必要な資格

（「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有しているとみなされている者を含む）を有する者。

- (2) 本業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (3) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（4）～（7）を満たしていること。

#### 4 参加申込

企画提案競技への参加を希望する者は、以下のとおり応募すること。

##### (1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 資格審査書類 1式

下記ア～ウの書類を各1部提出する（A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））。

ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式2）

イ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可）

ウ 過去の類似業務の実績を証する書類（類似業務経験を示す契約書、パンフレット等。写しでも可。）

##### (2) 提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1（大分県庁別館4階）

大分県福祉保健部県民健康増進課生活習慣病対策班

電話：097-506-2867

(3) 提出期限

令和8年7月17日（金）17時まで

(4) 提出方法

持参又は簡易書留、Eメールのいずれかにより提出すること。

※持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時までに提出先へ持参すること。

※Eメールの場合は、到着の有無を電話にて確認すること。

5 説明会

実施しない。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の受付期間、提出書類、提出先及び提出方法

企画提案協議参加申込書を提出した者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

① 企画提案書

業務の目的等に留意のうえ、効果的なプロモーションの実施方法等を具体的に記載した下表の企画提案書等を作成し、提出期限までに**7部**提出すること（A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））。

表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
企画提案書	令和8年度大分県糖尿病性腎症重症化予防推進事業（慢性腎臓病の早期発見・早期受診に向けた情報発信）に係る委託仕様書に沿って、本事業の趣旨を踏まえた企画提案を添付すること。	様式自由 (A4版)
業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらった業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	様式自由 (A4版)
業務工程表	本業務に係るスケジュールを記載すること。	様式自由 (A4版)
見積書	実施予定の媒体毎等、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A4版)
誓約書		様式3

(2) 提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1（大分県庁別館4階）

大分県福祉保健部県民健康増進課生活習慣病対策班

電話：097-506-2867

### (3) 受付期間

令和8年7月27日（金）17時まで

### (4) 提出方法

持参又は簡易書留により提出すること。

なお、持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時までに提出先へ持参すること。

### (5) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

## 7 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式4）を提出すること。

## 8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付は、全て「質問書」（様式5）により行うものとし、Eメールにて提出すること。

なお、件名は「令和8年度糖尿病性腎症重症化予防推進事業に関する質問」とすること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

①提出期限 令和8年7月8日（水）17時まで

②提出先 大分県福祉保健部県民健康増進課生活習慣病対策班

E-mail : [a12240@pref.oita.lg.jp](mailto:a12240@pref.oita.lg.jp)

③回答

質問に対する回答は、随時ホームページにて公表する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

## 9 審査及び結果通知について

(1) 企画提案書の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

(2) 提出された書類を使用し、審査委員会の会場にてプレゼンテーション審査を実施する。会場及び日程等については、別途通知する。

(3) 審査基準は、別添「審査基準」のとおりとする。

(4) 審査結果は、審査委員会後1週間以内に、県ホームページへの掲載及び関係する全ての企画提案者に対して文書により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(5) 最優秀提案を行った者を委託候補者とするが、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。なお、応募者が一者のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは再度公募する。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

## 10 その他

(1) 委託先に決定した団体と事業の運営、実施体制等について協議、調整した上で委託契約を締結する。

(2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。

(3) 企画提案書の作成、提出等に要する経費は参加者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には無断で使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次点の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (8) 審査の内容についての問合せには一切応じない。
- (9) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

1 1 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁別館4階）

大分県福祉保健部県民健康増進課生活習慣病対策班

TEL 097-506-2867

FAX 097-506-1730

E-mail a12240@pref.oita.lg.jp